

特定非営利活動法人東日本大震災こども未来基金
寄付金及び事務経費の取り扱いについて

理事長 高成田享

寄付金については、平成28年度までに、小学生から高校生までの震災孤児・遺児に対する学資支援に対する寄付の公募を停止し、29年度以降は、新たに発足した「忠内・三上基金」への寄付として、寄付の受付を再開しました。29年度の計算書類では、学資支援を扱う【こども基金の部】に、便宜上、寄付金を計上していますが、理事会でのわかりづらいつの指摘を受け、平成30年度中に【忠内・三上基金の部】に移し替えるとともに、平成30年度の計算書類では、寄付については、すべて【忠内・三上基金】に組み入れて、大学生などへの奨学金と子どもたちをケアする団体への助成金に充てることを明確にします。

また、事務経費について、これまで学資支援事業についての事務経費については、当法人の会費や外貨による寄付の為替差益などを充て、振込手数料を除き、寄付金から事務経費を引き去らないことを原則としてきました。現在、会費の徴収は停止していますが、学資支援事業の経費については、この事業が終わるまでの経費は【運営費の部】にある事務経費の資金で賄えると考えています。

一方、忠内・三上基金に基づく助成事業については、被災地の全体状況を把握したうえで、助成を求める団体の事業の必要性を判断したり、事業の実施状況をみたりするためには、交通費などがかかる現地調査などが必要なため、忠内・三上基金に基づく事業については、交通費などの実費を同基金から使うことにしました。

事務作業の煩雑さを避けるために、事務経費を扱う【運営費の部】については、学資支援事業も、忠内・三上基金の事業も同じにしています。当面、現在の事務経費の資金を使うことで、忠内・三上基金からの繰り入れの必要はありませんが、事務経費の資金繰りが厳しくなった時点で、忠内・三上基金から【運営費の部】への繰り入れを検討することになると思います。

こうした寄付及び事務経費の扱いについての理事長の方針は、通常総会に先立って開かれた理事会でも了承いただいています。